# 大学等における修学の支援に関する法律案の概要 | 説明資料2

<日切れ扱い>

趣旨 真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができ

る豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等に おける修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して

生み、育てることができる環境の整備を図り、もって我が国における急速な少子化の進展への対 処に寄与する。

閣議決定等において、「人づくり革命」を進めるための方策として、 アクセス機会の確保と大学改革を一体的に進めることが位置づけ

#### 制度のポイント

要件確認を受けた大学・短期大学・高等専門学校・専門学校が対象。

- 支援対象となる学生は、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生とする。
  - 修学の支援のため、以下の措置を講じる。 ①授業料及び入学金の減免(以下「授業料等減免」という。)制度の創設
  - ②独立行政法人日本学生支援機構が実施する学資支給(給付型奨学金の支給)の拡充
- 少子化に対処するための施策として、消費税率引上げによる財源を活用。

国負担分は社会保障関係費として内閣府に予算計上し、文部科学省において執行。

#### 概要

本法に基づき、①授業料等減免と②学資支給(給付型奨学金の支給)を合わせて措置する。

【第3条】

交付金の交付・要件確認を行う者

国(設置者)

国 (所轄庁)

都道府県・市町村(設置者)

都道府県 (所轄庁)

(国が2分の1経費負担)

# I.授業料等減免制度の創設

- (1) 学生※に対して、大学等は、授業料及び入学金 を減免。【第6,8条】
- ※特に優れた者であって経済的理由により極めて修学に困難 があるもの(省令で規定)
- (2) 減免費用は、国又は地方公共団体が負担(授業 料等減免交付金)。【第10,11条】
- (3) 支援の対象となる大学等は、社会で自立・活躍 する人材育成のための教育を継続的・安定的に実
- 施できる大学等として確認を受けることが必要。 【第7条】 (参考) 支援の対象となるための要件(省令で規定)
  - ・実務経験のある教員による授業科目の標準単位数の1割以上の配置
- ・外部人材の理事への複数任命・・適正な成績管理の実施・公表・・法令に則った財務・経営情報の開示
- ・経営に問題のある大学等でないこと
- (4)授業料等減免に関する不正への対応(徴収金、報告徴収)。

# Ⅱ. 学資支給(給付型奨学金の支給)の拡充

- (1) 学資支給は、独立行政法人日本学生支援機構法の定めるところによる。 【第4,5条】
- (2) 学資支給を不正に受けた学生への対応(徴収金の額の引上げ)

【独立行政法人日本学生支援機構法第17条の4】

【第12,13条】

学校種

国立大学·高専

私立大学 高専

公立大学·高専

私立専門学校

(3) 政府から機構への学資支給に要する費用の補助

【独立行政法人日本学生支援機構法第23条の2】

# Ⅲ. その他

- (1) 私立大学・高専への交付金の交付は、日本私立学校振興・共済事業団を通じて行う。
  - 【第17条、日本私立学校振興・共済事業団法第23条】
- (2)施行後4年間の状況を勘案し、検討を加え、必要に応じ見直しを行う。【附則第3条】

# IV. 施行日

平成32年4月1日を予定。法施行に必要な準備行為は公布日。 【附則第1条】

# 高等教育の無償化について (実施時期:2020年4月1日/通常国会に法案提出:2019年2月12日)

【幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針(2018年12月28日関係閣僚合意)より】

【支援対象となる学校種】大学・短期大学・高等専門学校・専門学校 【支援内容】①授業料等減免制度の創設 ②給付型奨学金の支給の拡充 【支援対象となる学生】住民税非課税世帯 及び <u>それに準ずる世帯</u>の学生 ((2020年度の在学生(既入学者も含む。)から対象))

【財源】<u>少子化に対処するための施策</u>として、<u>消費税率引上げによる財源を活用</u> 国負担分は社会保障関係費として内閣府に予算計上、文科省で執行

#### **所要額(試算)** 約7,600億円

国:約7,100億円 地方:約500億円

※支援対象となる低所得世帯の生徒の高等教育進学 率が全世帯平均(約80%)まで上昇した場合の試算

### <u> 当面のスケジュール</u>

2019年 夏頃 予約採用の手続開始 夏以降 対象大学等の公表

2020年 4月以降 学生への支援開始

約380万円

### 授業料等減免

○ <u>各大学等</u>が、以下の上限額まで<u>授業料等の減免を実施</u>。減免に 要する費用を公費から支出

(授業料等減免の上限額(年額)(住民税非課税世帯))

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

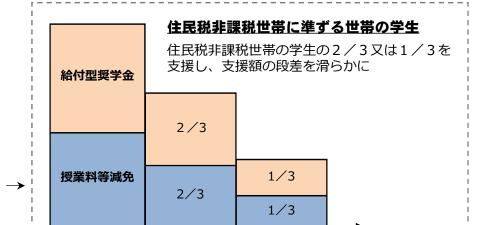
#### 給付型奨学金

- 日本学生支援機構が各学生に支給
- 学生が<u>学業に専念</u>するため、<u>学生生活を送るのに必要な学生生活費</u>を賄えるよう措置

(給付型奨学金の給付額(年額)(住民税非課税世帯))

国公立	自宅生 約35万円
大学・短期大学・専門学校	自宅外生 約80万円
私立	自宅生 約46万円
大学・短期大学・専門学校	自宅外生 約91万円

※高等専門学校の学生は、学生生活費の実態に応じて、大学生の5割~7割の程度の額を措置



(両親・本人・中学生の家族4人世帯の場合の目安。基準を満たす世帯年収は 家族構成により異なる)

約300万円

## 支援対象者の要件

年収目安

- 進学前は成績だけで否定的な判断をせず、レポート等で本人の 学習意欲を確認
- 大学等への進学後の学習状況に厳しい要件

約270万円

大学等の要件: 国又は自治体による要件確認を受けた大学等が対象

- 学問追究と実践的教育のバランスが取れた大学等
- 経営に課題のある法人の設置する大学等は対象外

 $\rightarrow$